

障害福祉サービス 分類イメージ

①障害児支援サービス

障害のある児童が入所・通所する施設で治療や自立に必要な指導を行ったり、保護者への療育相談や保育所・幼稚園等への訪問支援等を行う。

- 「児童発達支援センター（就学前）」、「放課後等デイサービス（就学後）」、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

②訓練系・就労系サービス

リハビリテーション、入浴・食事に関する自立に向けた訓練・生活相談、一般企業での雇用に向けた職場体験や相談支援、事業所での生産活動・能力向上訓練などを行う。

- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援（A型・B型）、宿泊型自立訓練、地域活動支援センター

③日中活動系サービス

生活などに関する相談・助言や創作的活動、生産活動の機会の提供、入浴や排せつ、食事等の介護、調理・洗濯・掃除などの家事を行う。

- 生活介護、短期入所、日中一時支援、療養介護

④相談支援サービス

・障害のある方や保護者の意向に基づき、障害福祉サービスの利用計画書案を作成し、定期的な状況チェックや見直しを行う。

- 計画相談支援

・障害者支援施設等に入所している方や精神科病院に入院中等の方が、地域での生活に移行できるよう相談に乗ったり、緊急事態等における相談や他の事業所等との連携による支援を行う。

- 地域移行支援、地域定着支援

⑤-1 訪問系サービス（自宅）

障害のある方の自宅を訪問し、食事・入浴などの介護や家事援助等のサービスを行う。

- 居宅介護、重度訪問介護

⑤-2 訪問系サービス（外出）

障害のある方の外出に同行し、代筆・代読、危険回避などの必要な支援を行う。

- 同行援護、行動援護、移動支援

⑥居住支援系サービス

日常生活上の支援や助言を行ったり、施設に入所する人に夜間・休日の食事や入浴、排泄の介護などを行う。

- 自立生活援助、共同生活援助、施設入所支援